

学校いじめ防止基本方針

1「学校のいじめ防止基本方針」の目的

- いじめ防止対策推進法制定の意義や、国及び福岡県及び飯塚市の方針に沿って、学校いじめ防止基本方針を策定することによって、いじめ問題への取組の一層の強化を図る。

ここでは、学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにする。

2「学校のいじめ防止基本方針」の内容

（1）本校のいじめの問題に対する考え方

① いじめの定義

- 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。

② いじめの問題に対する考え方

- いじめ防止等に関しては、いじめを生まない教育活動の推進、いじめの早期発見と取組の充実、早期対応と継続的指導の充実、地域・家庭との積極的連携、関係機関との密接な連携を図っていく。

また、いじめを防止するために、子ども達を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という意識を持つことが必要である。さらに、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

（2）組織（いじめ問題対策委員会）の設置

ア 構成員

組織の名称		いじめ問題対策委員会		
組織の構成員	教職員	職 名 等	分 掌 等	校内での役職名
		校 長	—	—
		教 頭	—	—
		教 務	教務部	—
		教 諭	やさしい子部	生徒指導担当者
		養護教諭	たくましい子部	（保健主事）
		教諭・講師		いじめ事案の該当担任
	外部専門家等	スクールカウンセラー	—	—
		学 校 医	—	—

イ 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成の中核となる。
- ・ いじめの相談や通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集、報告、共有を行う。
- ・ いじめを察知した場合には、迅速な管理職への報告、教職員間の情報の共有、関係のある児童の事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する。（担任や一部の教職員のみで抱えることなく、この組織が中核となって判断や対応を行う。）
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について検証を行う。
- ・ 児童支援委員会は、月 1 回以上開催する。

（３）関係機関との連携

- 事案が発生した場合、直ちに飯塚市教育委員会に報告する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」（月例報告）の様式 7 で連絡する。
- 警察、飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

（４）報告体制

- いじめの早期発見においては、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとするため、児童や保護者からの訴えやアンケート調査等で、いじめではないかと思われる事象に関しては、迅速かつ適切に対応する必要がある。

報告については、いじめではないかと判断したものは校長をはじめとして関係職員に報告し、校長のリーダーシップのもと、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、いじめられた児童の支援等を迅速かつ適切に行う。また、校長等の管理職は、いじめの状況や問題への対応の経緯について、速やかに教育委員会に報告するとともに、状況に応じて関係諸機関との連携を図る。

（５）教員研修

- 学校のいじめ防止基本方針の共通理解をはじめ、いじめ防止等の対策に関する研修会を実施する。

※ 年間計画参照

- ☐ 学校基本方針の共通理解を図る研修会
- ☐ 「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修会の実施（年度当初）
- ☐ 専門家を招聘した研修会（夏期休業期間等）の実施

（６）いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処への取組【取組の実施組織・年間計画】

ア いじめの防止の取組

- ・ 生徒指導の視点に立つ授業づくりを進める。ここでは、自己指導能力を育てる視点から、①児童に自己存在感をもたせること②共感的人間関係を育成すること③自己決定の場を設定することの 3 点に留意し授業改善を進める。また、カウンセリング・マインドに立つ教師の姿勢・態度を重視する。

- ・ 児童の発達段階に応じて、生命に対する畏敬の念を培うとともに、生命尊重や思いやりの心を育てる。また、いじめを生まない、見逃さないなどの心を育てる。
- ・ いじめ問題をはじめ学級の諸問題を学級の力で解決していく力を育てる。
- ・ 児童の存在感や連帯感を高めるために、縦割り活動と学校行事の連携を図る。
- ・ 全児童に向けた校長等による命の大切さやいじめに関する話を学期始めに実施する。
- ・ 思いやりのめあての交流、人権標語・作文などの取組を通して「いじめ撲滅」の意識を高める。

- ☐ 生徒指導の視点に立つ授業づくり
- ☐ 社会性の育成に向けた取組
- ☐ 児童会活動、体験活動、学級活動、校長による講話

イ いじめの早期発見の取組

- ・ 日頃から些細な兆候を見逃さず、早い段階からの確かな関わりを持つなど、いじめを積極的に認知する姿勢を持って児童の実態把握に努める。
- ・ 相談ポストの設置及び活用を通していじめの早期発見に努める。
- ・ 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し、「福岡県アクション3」を周知するなど、家庭と連携した早期発見・早期対応の取組を進める。
- ・ いじめの疑いがある場合やいじめを認知した場合は、管理職及びいじめ問題対策委員会に報告する。
- ・ いじめに特化したアンケートを毎月行い、気にかかる事案の場合は教育相談を行う。
- ・ いじめに特化したアンケートの結果を持ち寄った児童支援委員会を実施し、問題が生じている場合は、その対応策について協議する。
- ・ いじめに特化した「無記名アンケート」と保護者アンケートを学期1回実施する。
- ・ 学校だけでは対応が困難な事案に対しては、関係機関との連携を図る。
- ・ 「いじめ防止に係る年間計画」を作成し、教育相談週間を学期に1回程度設定し実施する。

ウ いじめの対処への取組

- いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。
 - ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
 - ② いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
 - ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
 - ④ いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること。
 - ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。
- 学校においていじめ等に関係した重大な事件が発生した場合に備え、事件の真相究明やその後の対応等が迅速かつ適切に行えるように対策チーム等の設置等を想定した危機管理マニュアルを作成する。

※ 別紙2、別紙3参照

(7) ネット上のいじめの対応

- 「ネット上のいじめ」については、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速な対応を行うとともに、情報モラルの指導や、保護者への啓発活動を行い、「ネット上のいじめ」を許さない学校づくりを家庭や地域と共に行っていくことが必要である。また、子どもの人権尊重という観点からも、子どもたちが安心して学べる環境作りを進めることが重要である。そのために、全学年を中心にゲーム、携帯電話やスマートフォンなどのインターネット利用に際しての留意点やトラブル・犯罪被害の例、対応方法などを学習させる。また、保護者と学ぶ規範意識育成事業を計画し、保護者への啓発を図っていく。

- ☐ 情報モラル教育の実施
- ☐ 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施

(8) 教育相談体制

- いじめ問題に関する相談期間を設定する。
- いじめ問題の対応において、筑穂中学校のスクールカウンセラーを活用する。
- PTA総会等において、子どもホットラインの相談窓口を周知する。

- ☐ スクールカウンセラー等の配置
- ☐ 子どもホットライン24などの相談窓口の周知

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- 入学式、新年度の学級懇談会等において、学校いじめ防止基本方針等の説明を行う。
- 学期に1回、いじめに特化したチェックリストの配布を行い、いじめの早期発見に努める。

(10) 取組状況の評価

- いじめ問題に関して「いじめ問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」「いじめを生まない環境や集団づくり」「早期発見・早期対応」を観点とした評価表を作成し、各学期に評価し、改善に活かす。

(11) 学校評価・教員評価

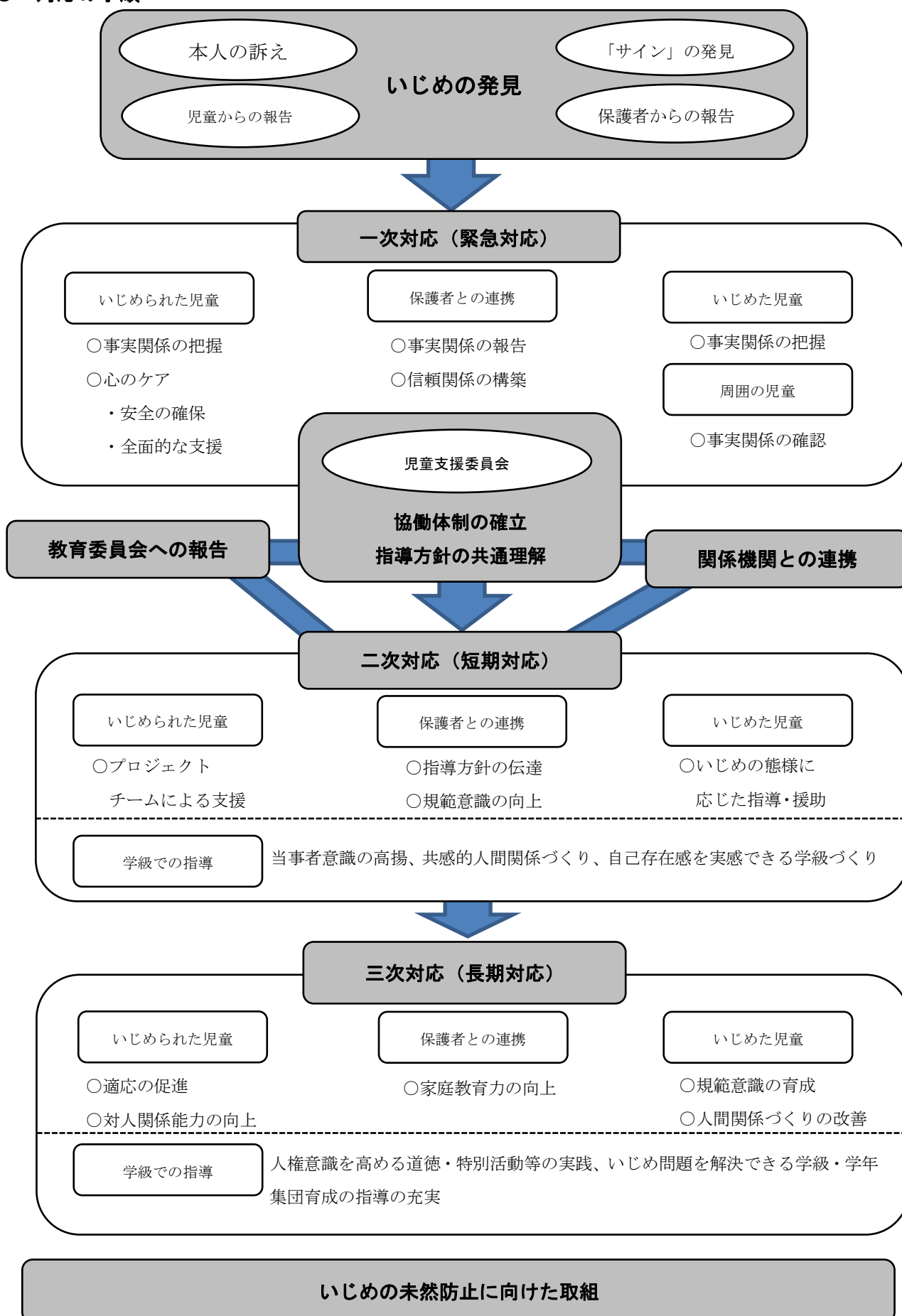
- いじめ問題に関する観点「いじめ問題に関する適切な認識と教職員の共通理解」「いじめを生まない環境や集団づくり」「早期発見・早期対応」等を盛りこんだ評価項目を作成し、アンケート調査等による学校評価を行い、その結果を公表する。

○ 年間計画

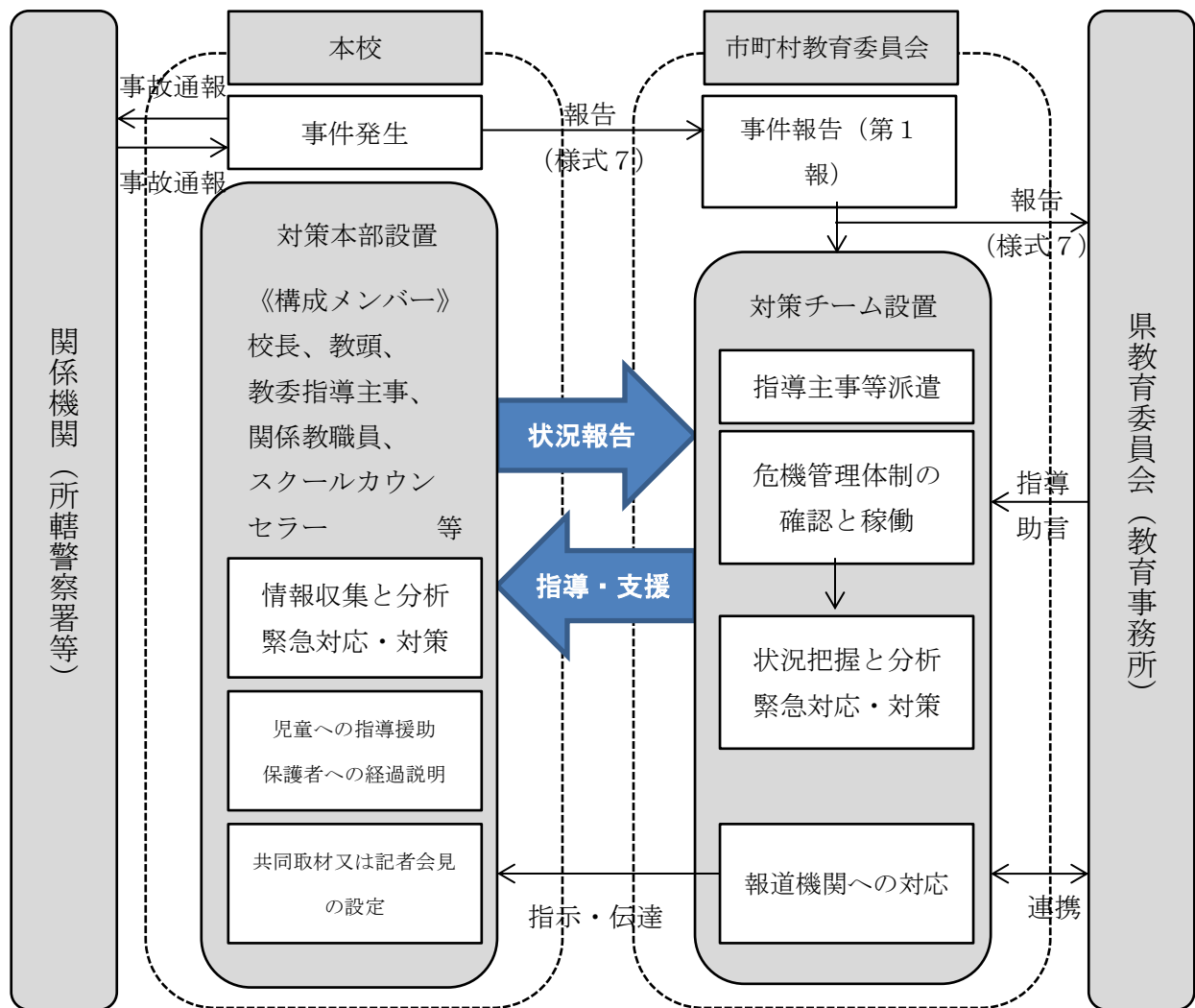
別紙 1

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月1回)(◆学期1回程度)(●常設)	学校の組織的指導体制の整備 (＊月1回以上)	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析の 取組
4月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」 の児童への周知 ・友だちアンケートの調査 ●相談ポスト	＊児童支援委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り 方」の職員研修	「いじめ早期発見・早期対 応リーフレット（家庭向 け）」の配付 ・いじめ防止基本方針（概 要）の告知・周知	
5月	◇いじめに特化した無記名アンケート調 査（※学期に1回） ・友だちアンケートの調査	＊児童支援委員会 ・児童理解のための職員会議		
6月	・友だちアンケートの調査	＊児童支援委員会	・早期発見のため「保護者 用いじめチェックリス ト」の配付	
7月	・友だちアンケートの調査	＊児童支援委員会		・1学期の取 組を評価・ 分析
8月		・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点にたつ児童 理解の研修会		
9月	・友だちアンケートの調査 ◆児童の悩みや不安の解消に向けた「教 育相談週間」	＊児童支援委員会		
10月	◇いじめに特化した無記名アンケート調 査（※学期に1回）	＊児童支援委員会		
11月	・友だちアンケートの調査	＊児童支援委員会	・いじめ早期発見のため 「保護者用いじめチェック リスト」の配付	
12月	・友だちアンケートの調査	＊児童支援委員会		・2学期の取 組を評価・ 分析
1月	・友だちアンケートの調査	＊児童支援委員会	・いじめ問題への保護者等 向け研修会等の開催	
2月	・友だちアンケートの調査 ◇いじめに特化した無記名アンケート調 査（※学期に1回） ◆児童の悩みや不安の解消に向けた「教 育相談週間」	＊児童支援委員会		
3月	・友だちアンケートの調査	＊児童支援委員会		・年間の取組 を評価・分 析

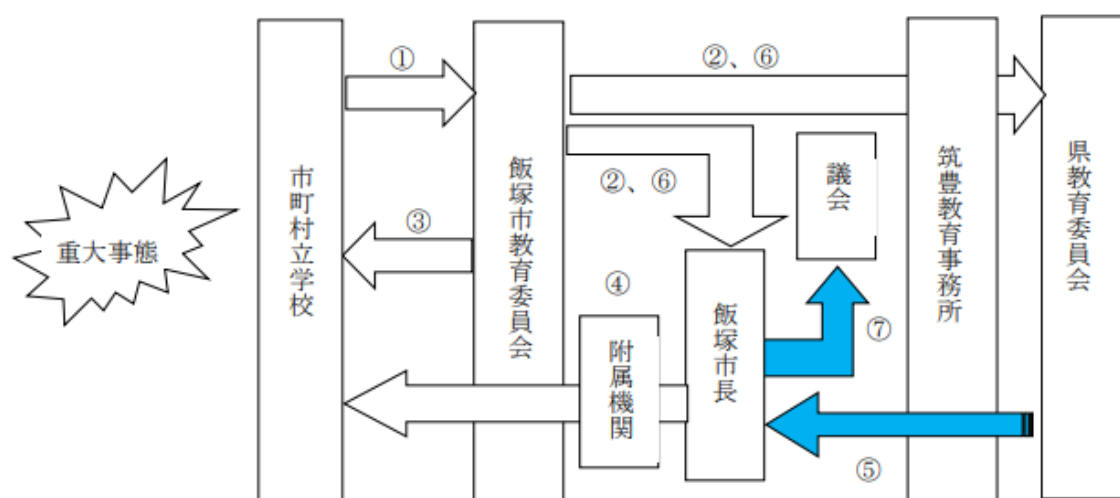
○ 対応の手順



○ 重大事案の際の危機管理マニュアル



重大事案の場合は、事件・事故発生後、速やかに市町村委員会に電話等で連絡する。紙面については、「生徒指導上の諸問題に関する調査」で連絡する。



- ① 重大事態の報告（第 23 条 2 項）
- ② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第 30 条 1 項）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 調査組織（学校の設置者か学校）の決定及び調査（第 28 条 1 項）
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 市町村の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を地方公共団体の長に報告（国基本方針）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）